



福岡市の日本語指導について

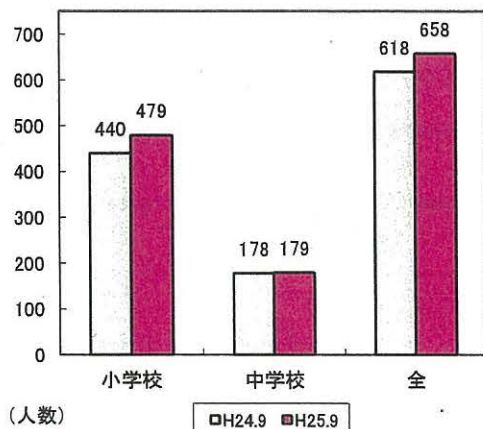
平成26年度

- 国際化の進展等に伴い、学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒も多くなっており、全国で一定の質が確保された日本語指導を行うことができるような制度を整備し、児童生徒が、在籍する学級において、日本語で各教科等の学習活動に参加できる能力を身に付けることができるようにすることが求められています。
 このような中、学校教育法施行規則の一部が改正され、日本語指導について特別の教育課程を編成・実施することができるよう平成26年4月1日から施行されることになりました。
- 福岡市では、第9次福岡市基本計画において“アジアをはじめ世界の人にも暮らしやすいまちづくり”を施策の一つとして掲げており、日本語を母語としない子どもたちの教育環境を整備することは、その重要な要素の一つであると考えます。
 そこで、学校教育法施行規則の一部改正を受け、平成26年度より新たな日本語指導の体制を構築し、本市における日本語指導の一層の充実を図ります。



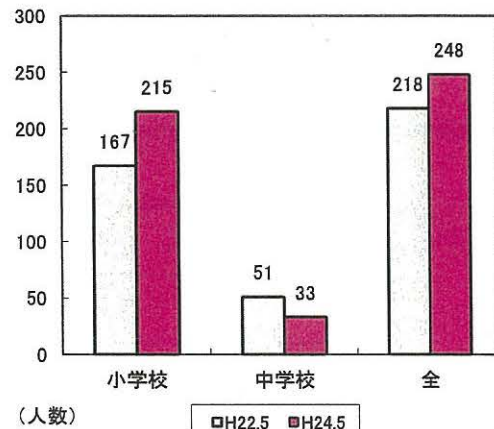
福岡市の状況

〔福岡市外国人就学児童生徒数〕



※福岡市「外国人就学児童生徒集計表」より

〔日本語指導が必要な児童生徒数〕



※文科省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」(学校指導課集約)より

福岡市の支援策等

- 日本語指導の体制づくり
- 日本語指導担当教員の配置 (平成26年度：単年度配置)
 - ・日本語サポートセンター 小学校1校：1名
 - ・集中教室(拠点校) 小学校3校：6名
 - ・日本語指導担当教員配置校 小学校8校：11名, 中学校4校：5名
 - 合計(学校数は実数) 小学校9校：18名, 中学校4校：5名
- 特別の教育課程の編成, 教育内容や児童生徒への指導に関することについての指導
 - ・各学校の個別の指導計画等の作成・提出に係ること全般
 - ・連絡会や学校訪問による状況の把握と指導
- 日本語指導員, 語学ボランティアの派遣
 - ・日本語指導員派遣時数：児童生徒一人当たり 帰国・外国人児童生徒 66時間以内
 中国帰国児童生徒 82時間以内
 - ・語学ボランティアの派遣に関する福岡県国際交流センターとの連絡調整
- 日本語指導に関する教材等の貸し出し, 管理等
- 日本語指導担当教員の研修
- JSL日本語指導教育研究会との連携

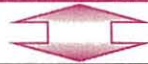




福岡市日本語指導の新体制

在籍校（市内公立小中特別支援学校）

- ①気付き：児童生徒に日本語指導の必要性
- ②相談：保護者と相談し、日本語サポートセンターを紹介
- ③連携：日本語サポートセンターに連絡し、児童生徒の状況や保護者の意向を説明
日本語サポートセンターから、面接の結果や今後の進め方（以下のAB）等を学校に連絡



日本語サポートセンター

○入学・編入・転入等児童生徒の日本語能力等の把握・測定
(城浜小) 1名

A

B

集中教室（拠点校）

○日本語の集中初期指導

西エリア
(内浜小) 2名

中央エリア
(春吉小) 2名

東エリア
(城浜小) 2名

巡回指導

通級

在籍校

日本語指導担当教員配置校

通級

日本語指導担当教員未配置校

西エリア
〔 吉岐中 吉岐東小 〕
3名

中央エリア
〔 博多中 博多小 春吉中 春吉小 〕
4名

東エリア
〔 城香中 城浜小 香椎浜小 香陵小 筥松小 東箱崎小 〕
9名

西エリア
〔 西区 早良区 〕

中央エリア
〔 中央区 博多区 南区 城南区 〕

東エリア
〔 東区 〕



(教育委員会)各学校で、日本語指導担当教員と協議の上、必要数の日本語指導員を派遣要請

日本語指導担当教員の配置は、状況に応じて単年度配置

各担当者の主な役割

日本語サポートセンター:コーディネーター

- 当初面接（必要に応じて、該当校での巡回面接実施）
 - ・①児童生徒、保護者との面接、②児童生徒の日本語能力判定テスト実施
 - ・①②から、書類の作成等（様式1：指導個票 他）
- 説明等
 - ・在籍校と、今後の日本語指導の進め方について検討
 - ・児童生徒、保護者に、今後の日本語指導の進め方について説明
- 日本語指導に関する全体的な関わり
 - ・拠点校及び各学校に日本語の指導方法や内容について指導・助言（担当者等への指導・助言含）
 - ・教材開発 等



集中教室(拠点校):拠点校指導教員

- 集中初期指導
 - ・①初期指導、②継続要否の確認テストの実施
 - ・①②から、書類の作成（様式1：指導個票 他）
 - ・集中初期指導終了後の通級、巡回指導の判断と対応 等
- 日本語と教科の統合指導に関するサポート
- エリア内の指導に関する状況確認と調整等
- 日本語サポートセンターとの連携
 - ・各学校に日本語の指導方法や内容について指導・助言（担当者等への指導・助言含）



(日本語指導担当教員)配置校:日本語指導担当教員

- 在籍児童生徒の指導
 - ・①初期指導、②日本語と教科の統合指導
- 通級児童生徒の指導
 - ・①初期指導、②日本語と教科の統合指導
 - ・①②から、在籍校に指導や書類作成に関する支援・助言（様式1、様式2 他）



(日本語指導担当教員)未配置校:校内日本語指導担当者 ※

- 在籍児童生徒の指導 ※ 各学校で担当者を決め、日本語指導担当教員等と連携して進める
 - ・通級、巡回指導（①初期指導、②日本語と教科の統合指導）への対応
 - ・拠点校指導教員等との連携

日本語サポートセンターで面接・測定後の日本語指導の流れ

A 各エリアの拠点校で集中初期指導を受け、在籍校へ

- 在籍校が（日本語指導担当教員）配置校の場合
 - ・在籍校の日本語指導担当教員から、日本語と教科の統合指導を受ける
- 在籍校が（日本語指導担当教員）未配置校の場合
 - ・拠点校あるいは配置校に通級または巡回指導等のサポートにより、日本語と教科の統合指導を受ける

B 日本語サポートセンターから、在籍校へ

- 在籍校が（日本語指導担当教員）配置校の場合
 - ・在籍校の日本語指導担当教員から、初期指導や日本語と教科の統合指導を受ける
- 在籍校が（日本語指導担当教員）未配置校の場合
 - ・拠点校あるいは配置校に通級または巡回指導等のサポートにより、初期指導や日本語と教科の統合指導を受ける





「特別の教育課程」による日本語指導

※「学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成26年文部科学省令第2号)」「学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件(平成26年文部科学省告示第1号)」平成26年4月1日施行

制度の概要

- ① 指導内容：児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ② 指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③ 指導者：日本語指導担当教員（教員免許を有する教員）及び指導補助者
- ④ 授業時数：年間10単位時間から280単位時間を標準とする
- ⑤ 指導の形態及び場所：原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し指導」
- ⑥ 指導計画の作成及び学習評価の実施：計画及びその実績は、学校設置者に提出

制度と福岡市の指導体制との主な関連

※○数字は上記（制度の概要）と対応



- 1 日本語サポートセンターにおいて
コーディネーター（○③）が、指導対象の児童生徒（○②）について、面接や日本語能力の測定を行い、指導個票（○⑥）を作成します。また、指導内容（○①）や授業時数（○④）などの見通しを立てて、今後の指導の進め方について、在籍校と連携して検討し、児童生徒や保護者に説明します。
- 2 集中教室（拠点校）において
拠点校指導教員（○③）が、初期指導（○①）を集中して行います。初期指導終了後には、スムーズに日本語と教科の統合指導が行えるよう、在籍校と連携して、通級や巡回指導（○⑤）も視野に入れた今後の指導の進め方等について検討し、個別の日本語指導計画（○⑥）の作成も含めて支援・助言します。
- 3 在籍校（日本語指導担当教員の配置校・未配置校）
配置校においては、日本語指導担当教員（○③）が指導対象の児童生徒（○②）の指導にあたります。
未配置校においては、校内で決めた日本語指導担当者（○③）が通級や巡回指導の日本語指導担当教員（○③）等と連携して、指導対象の児童生徒（○②）の指導にあたります。
また、指導計画や指導の記録、実施報告書などは、在籍校において適切に作成・管理するとともに、必要なものについては教育委員会に提出（○⑥）します。

作成書類と管理・提出等について



- 1 種類と管理・提出等
 - 様式1：指導個票 …… 在籍中継続して使用 → 各学校で保管
 - 様式2：個別の日本語指導計画 …… 各年度作成 → 各学校で保管
写を学校指導課に提出
 - 様式3・4：個別の日本語指導計画・報告一覧表 → 学校指導課に提出
 - 指導の記録 …… 在籍中継続して使用 → 各学校で保管：指導要録に添付
- 2 留意事項
 - 年度途中の編入等については、1か月以内をめぐりに上記の書類を作成し対応。
 - 年度途中の転出については、指導要録に”指導の記録”を添付し、”様式2”とともに転出先の学校に送付。



子ども日本語サポートプロジェクト

～日本語指導が必要な児童生徒がいきいきと学校生活を送るために～



平成27年3月
福岡市教育委員会
学校指導課・教育支援課

学校教育法施行規則の一部が改正され、平成26年4月から日本語指導について「特別の教育課程」を編成・実施することができるようになりました。

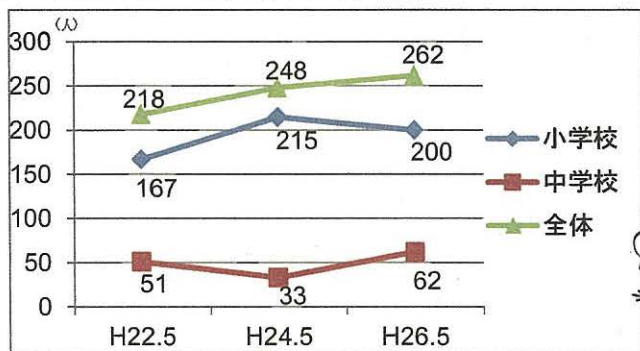
福岡市では、学校に在籍する日本語指導の必要な児童生徒が年々増加し、学校における支援体制の充実が求められており、体制の整備や指導内容の充実を目指しております。

本リーフレットは、日本語指導が必要な児童生徒に対する指導や支援、諸機関との連携の概要を示しています。福岡市のどの学校においても、日本語指導の必要な児童生徒が、いきいきと学校生活を送ることができるよう、ご活用ください。

1 福岡市の現状

※文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」より

【日本語指導が必要な児童生徒数】



【日本語指導が必要な児童生徒の在籍校数】

平成26年5月

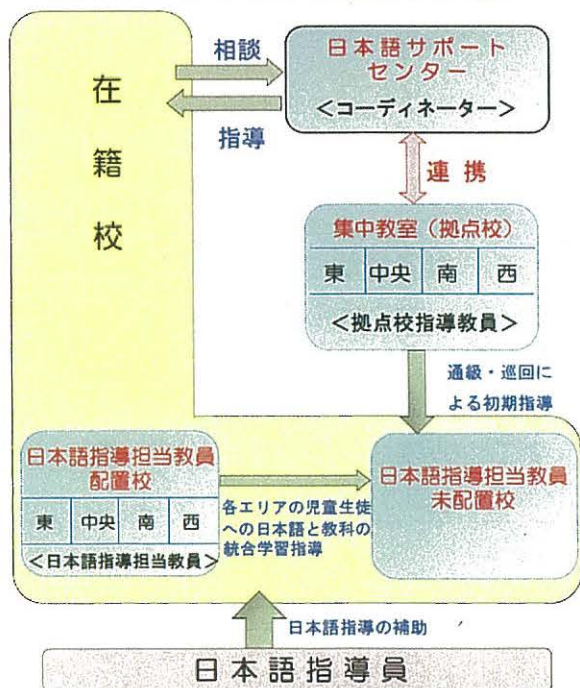
・小学校37校 ・中学校18校

<日本語指導が必要な児童生徒とは>

- 日本語で日常会話が十分にできない
- 日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障がある

2 平成27年度における福岡市の指導体制

「福岡市における日本語指導体制」



<日本語サポートセンター>

筑紫丘小に設置

- コーディネーター1名配置
- 面談による児童生徒の日本語能力等の把握・測定
- 今後の日本語指導の進め方について指導・助言

<集中教室(拠点校)> 4エリアに1校ずつ

- 「日本語指導担当教員未配置校」児童生徒への初期指導を実施(主に児童生徒が拠点校に通級)
- 拠点校指導教員を各エリアに2名配置
- 東エリア (城浜小)
- 中央エリア (春吉小)
- 南エリア (筑紫丘小)
- 西エリア (内浜小)

<日本語指導担当教員配置校>

- 自校の児童生徒への初期指導や日本語と教科の統合学習指導
- 同エリアの児童生徒への日本語と教科の統合学習指導
- 日本語指導担当教員を1～2名ずつ配置
- 東エリア (城浜小・香椎浜小・香陵小・
筈松小・東箱崎小・城香中)
- 中央エリア (春吉小・博多小・博多中)
- 南エリア (春吉中)
- 西エリア (内浜小・壱岐中)

3 日本語指導における支援の実際

「日本語指導に関する様式」は、職員ポータルに掲載しています。

FINE→学校関係要項・様式等
→各種手引き等→日本語指導について



(1) 日本語指導を受ける前に

① 日本語指導の必要な児童生徒への「気付き」(入学・転入・編入時など)

学校での様子(授業への参加状況、友達との関わり方など)や家庭での様子(家庭で使われる言語など)を把握します。

② 保護者との面談

国籍、母語、来日歴、学習歴、滞在予定期間などの児童生徒の情報を聞き取った上で、日本語指導をするか、学齢を下げるかなどの保護者の意向を確認します。

③ 日本語サポートセンターへの電話相談【080-6462-2764】

日本語指導が必要だと判断した場合は、日本語サポートセンターに相談します。

④ 日本語サポートセンターへの申請書の提出【nihongosc@city.fukuoka.lg.jp】

相談後、速やかに様式6日本語指導サポート申請書を作成し、上記メール宛てに提出します。

⑤ 日本語サポートセンターのコーディネーターによる面談・測定

コーディネーターによる面談・測定を行い、児童生徒の日本語能力等を把握します。

同席者：児童生徒、保護者、在籍校管理職、拠点校指導教員、学級担任、校内日本語指導担当教員など

⑥ 日本語サポートセンターから学校への指導

面談・測定の結果をもとに、それぞれの児童生徒に応じた日本語指導(特別の教育課程実施や授業中の学習のサポートなど)について学校長に助言します。

※ 指定学校変更・指定学年変更をする場合は、教育支援課(学事係)に連絡

⑦ 校内指導体制の構築

学校長のリーダーシップのもと、学級担任や校内日本語指導担当教員などの関係者が日本語指導員と連携して組織的に関わり、日本語指導の充実を図ります。

日本語指導の充実のために様式1～3を作成し、共通理解に役立てる。

様式1 指導個票(児童生徒の状況・保護者の願い・就学状況等を記入)

※コーディネーターが作成に協力します。

様式2 個別の日本語指導計画(年度ごとの児童生徒の指導計画)

様式3 個別の日本語指導計画一覧(年度ごとの児童生徒の指導計画時数一覧)

※ 様式2・3は、拠点校指導教員が作成に協力します。

作成書類の保管及び提出について

様式1 指導個票(原本を指導要録に添付し保管)

様式2 個別の日本語指導計画(原本は学校保管、写しを学校指導課に提出)

様式3 個別の日本語指導計画一覧(原本は学校保管、写し及び電子データを学校指導課に提出)

(2) 日本語指導の実施



日本語による授業に参加できるようになるための日本語指導は、およそ次のようになります。

① 初期指導

○ 指導内容

サバイバル日本語 安全で安心な学校生活に適應するための日本語

日本語基礎 「聞く」「話す」「読む」「書く」の四技能における発音・文字・語彙・文型の習得等、読み書きの基礎

○ 主たる指導者（指導形態）

未配置校→拠点校指導教員（集中教室【拠点校】での通級指導または在籍校への巡回指導）

配置校→日本語指導担当教員（自校での指導）

拠点校指導教員や日本語指導担当教員と協議し、日本語指導員（※1）の補助が必要である場合は、**様式 10-1 日本語指導員派遣申請書**を教育支援課に提出

（※1）日本語指導の専門性を持つ有償ボランティア

派遣の必要性を判断し、教育支援課から日本語指導員を派遣（上限 96 時間）

〔派遣が決まった学校は、毎月、**様式 10-3 日本語指導員指導実績報告書**を派遣終了後には、**様式 10-4 日本語指導員派遣終了報告書**を教育支援課に提出〕

② 日本語と教科の統合学習指導

○ 指導内容

日本語と教科の統合学習 「日本語基礎」をもとに教科特有の言語や知識、思考力を習得

○ 主たる指導者（指導形態）

未配置校→学級・教科担任（分かりやすい日本語で説明を加えるなどの配慮）
各エリアの日本語指導担当教員（配置校での通級指導）

配置校→日本語指導担当教員（自校での取り出し指導）

(3) 指導状況の確認

適切な評価が子どもたちの日本語理解につながります。



日本語指導担当教員による評価

○ 評価時期…指導段階ごと、学期末、日本語指導終了時

○ 評価方法…ステップアップテスト、DLA（外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント）

在籍校による指導記録の作成・提出



年度末に作成し、次年度の指導につなぐことが大切になります。

○ 作成書類

様式 4 個別の日本語指導報告一覧（年度ごとの児童生徒の指導計画時数一覧）

様式 5 指導の記録（年度ごとの児童生徒の指導状況の記録）

○ 保管及び提出について

様式 4 個別の日本語指導報告一覧

（原本は学校保管 写しと電子データは学校指導課に提出）

様式 5 指導の記録（原本を指導要録に添付し保管）

※ 様式 4・5については、日本語指導担当教員が作成に協力

4 日本語指導が必要な児童生徒への配慮



児童生徒の状況を細かに見取る

特に、入学・転入・編入時には十分観察することが重要です。

日本語指導が必要な児童生徒のためのチェック表

- 無口でおとなしく、教室でぼつんと「お客様」のようになっている。
 - 友達とは日本語で会話は成り立つが、授業の理解が十分でない。
 - 保護者が日本人だから、いずれ母国に帰るからなどの理由で、日本語指導の対象から外している。
 - 日本語指導員による指導を以前受けているので、日本語指導の対象から外している。
- ※ 気になる項目があれば、日本語サポートセンターに相談してください。

多様な現状と背景をとらえ、共通理解する

母語

生活環境の中で、自然に身に付けた第1言語

日本語（第2言語）習得上、母語の確立も重要
家庭での言語環境を把握する

習慣や経験

受入れ初期に保護者と打合せ、学校全体で共通理解を図る。

給食の内容、服装、スキンシップ、名前の呼び方など

学習経験

国や地域による学校教育の在り方や文化の違いを知る。

音楽や体育などの教科の経験の有無、学校行事や学習参観など

学校への適応や居場所づくりの支援に努める

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱えることがないように見守る。

例：児童生徒の自尊感情を高めるような指導

学級やまわりの児童生徒への多文化共生や国際教育を通じた理解の促進

<問い合わせ先>

日本語サポートセンター 080-6462-2764

- 当初面接に関すること
- 日本語指導 全般に関すること

拠点校 東エリア(城浜小) 080-6462-2765

中央エリア(春吉小) 080-6462-2766

南エリア(筑紫丘小) 080-6478-4201

西エリア(内浜小) 080-6462-2767

- 日本語 初期指導に関すること

学校指導課 092-711-4638

- 日本語指導全般に関すること
- 書類の作成・提出に関すること

教育支援課(教育支援係) 092-711-4636

- 日本語指導員の派遣に関すること
- 語学ボランティアの派遣に関すること

教育支援課(学事係) 092-711-4693

- 児童生徒の学籍に関すること